

平成17年度

税制改正に関する要望書

平成16年9月

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会

はじめに

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会（JPSA）は、ソフトウェア開発やインターネットなどIT産業に係わる企業約500社により構成されている公益法人です。会員企業の約70%が中小企業で、一般の中小企業と比較して設立経過年数が若く、成長度が高い反面、新規事業開発費や研究開発費ならびに人件費の支出に占める割合が大きい特色を備えています。

当協会は、会員企業をはじめとするIT産業の振興・発展のため、ベンチャー企業支援、知的財産保護活動、人材育成及び教育、市場動向調査、国際交流、認定試験など多彩な事業活動を行っております。

インターネット関連事業の開発・運営に代表されるIT産業は、中小企業を主体として、「コスト低減競争」ではなく「価値を生む」熾烈な競争を通じて、21世紀の日本経済の「ダイナミズム」の源泉となる潜在力を有しており、家電品・自動車などの既存産業の回復を支える意味でもますます期待されています。

また一方で、IT産業は、日本国内及び海外市場ともに厳しい国際競争にさらされており、この育成には、当事者である会員企業が自助努力するとともに、競争力の確保のため、税制・法制などの迅速な施策の実現に期待しております。

以上のような観点より、平成17年度の税制改正にあたりまして、以下の諸点について要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

要 望

・新産業創造戦略を核とした産業競争力の強化

1 . 人材投資促進税制の創設

IT業界は人材の活力に依存しており、新しい価値を創成する事業の考案・開拓を担う人材、高度な技術や技能を備えた人材が整って初めて十分な事業活動が行えます。また一方では急速な技術進歩があり、これらの人材が時代の趨勢に追いつき、先取りができるためには多大の教育投資が必要となっております。従いましてその資質の向上のための費用について特段の扱いを行うことが競争力の維持に有効であると考えます。

以上のことから以下の点につきまして要望いたします。

- 1)競争力の強化のために支出した人材育成費用について税額控除制度等の創設。

2 . LLP（有限責任事業組合）制度の創設

前書きに述べましたように、IT産業は典型的な「ハイリスク・ハイリターン」の状況にある産業です。また近年の特色といたしまして、個々の企業単独ではなく、異なる企業の協働による新規事業の開拓が多く行われるようになっております。

欧米やアジア諸国においてはこのような活動に適合する制度としてLLPあるいはLLC(合同会社)が設けられており、有限責任制、内部自治の徹底、構成員課税などによって新産業の担い手を形成できるしくみとなっております。

従いましてIT業界における創業、事業再編、産学連携、高度サービス等の振興と、すでに同等制度を制定している欧米、アジアに対する国際競争力、国際協業を確保するため、LLP制度を創設することが望ましいと考えます。

これらの観点より、以下の点につきまして要望いたします。

- 1) 民法組合の特例として、民法組合の出資者に有限責任制を付与し、有限責任制、内部自治の徹底、構成員課税の3つを兼ね備えたLLP制度を創設すること。
- 2) また、LLPは民法組合の特例であることと、ビジネスモデルの多様性の確保にかんがみ、民法組合と同様に、LLP段階では課税せず、出資者(構成員)に直接課税する仕組み(構成員課税)を適用すべきであること。
- 3) これと併せて知的財産に関する法改正等の適切な措置をすべき。
- 4) さらに、ビジネスモデルの多様化が高度サービス産業育成の促進に資することから、LLCにおいても課税形態の選択性を検討すべきであること。

3. 金融所得課税一元化の推進

IT産業の振興のためには、投資資金の源泉となる資金調達の方法において多様な道筋が確保されていなければなりません。今後資金の供給先として個人投資家がますます重要となりますが、IT産業への投資は前述のようにハイリスク・ハイリターンであることから、投資家の立場からは他の多様な投資対象とポートフォリオを組むことにより、危険を分散しておかなければなりません。

この場合、適正なポートフォリオが実現するためには多様な投資方法における課税が一元化されることが必要不可欠なこ

ととなりますが、現行の制度においては複雑でわかりにくいことや、損益通算を限定的にしか認めていない点に大きな問題があると考えます。

このように個人投資家のリスク資産への投資を促進するとともに、事業会社へのリスクマネー供給を促進する観点から、以下のような「金融所得課税の一元化」がなされるよう要望いたします。

- 1) 上場株式等の譲渡所得、配当所得、預貯金の利子所得等の損益通算を無制限とすること。
- 2) 未上場株式・商品先物・商品ファンドに係る譲渡所得についてもこの通算の対象とすること。

・ 中小企業・ベンチャー企業等の活力向上

1 . 中小企業総合支援新法の下での創業・経営革新支援策の統合・強化

前書きに述べましたように、典型的なIT産業事業者である当協会の会員企業は、その大半が中小企業となっております。従いまして中小企業を対象とした活力向上施策は、この業界にとりましても大きな促進効果をあげているものとして評価できます。

しかしながら、現行においては支援施策がいわゆる中小企業支援3法と細かく分散されており、利用企業の立場からいたしますと、その理解・利用に際して分かりづらいものとなっております。

従いまして、これを統合し、一体的な支援制度が構築され、

IT産業の創業および経営革新等がさらに強力に支援されるべきであると考えます。

この観点より、以下の点につきまして要望いたします。

- 1) 設備投資減税の対象要件等の拡充・見直しを行うほか、創業時期における財政基盤の安定に資するよう、従来の税制を統合・強化する。
- 2) 同族会社の留保金課税の停止措置について、新法に規定される経営革新計画（仮称）承認事業者を追加する等の拡充・見直し及びエンジェル税制の適用期限の延長等の税制措置を講ずる。

・その他の要望事項

1 . 少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ

一般的に導入されるパソコン、ファクシミリ等の事務機器は一体となって利用される価額は20万円台から50万円程度のもものが多く、現行の10万円の少額固定資産の金額基準は実態と乖離しており、実務上現物管理が煩雑となっております。

現在、少額減価償却資産の損金算入限度額金額基準は、中小企業を対象として時限的に30万円となっておりますが、恒久的に30万円に引上げて頂きますよう要望いたします。

2 . ソフトウェアの償却期間の短縮および少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ

自社利用のソフトウェアについても、販売用ソフトウェアと

同様に、償却年数を3年に短縮すべきと考えます。
また、ソフトウェアの少額減価償却資産の損金算入限度額を現行の10万円から100万円に引上げて頂きますようお願いいたします。

3. 外形標準課税の見直し

最初に申し述べましたように、IT産業は人件費が主要な支出項目であり、賃金を主とする事業活動価値を課税対象とする外形標準課税制度については、IT業界による雇用と投資活動に大きな影響を及ぼすこととなります。また同時にこの制度によって、当協会会員企業の国際競争力に大きな悪影響が及ぶこととなります。

以上の観点より本制度については今後至急見直しを行い、競争力を削ぐことのないようご配慮をお願いいたします。

以上、平成17年度の税制改正におきまして、上記項目につき要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

16パソ協 第088号

平成16年9月24日

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会
会長 浅田 隆治